

保護者 様

令和2年4月30日

喜多方市立慶徳小学校長 石田 秀喜

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業の延長について（通知12）

緊急事態宣言及びそれに基づく県知事からの要請により、本市では4月23日から5月6日までの間、臨時休業の措置をとっているところです。こうした中、すでに報道されているように、緊急事態宣言の解除が延期される見通しとなっており、県の要請を受け、喜多方市教育委員会より本日付けで学校の臨時休業延期が通知されました。

つきましては、延長後の臨時休業について、下記のような対応としますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業の延長期間

令和2年5月7日（木）～令和2年5月31日（日）まで。

※ ただし、休業期間内に、福島県知事から臨時休業要請解除があった場合には、解除後、1週間以内を目安として学校を再開する。

2 登校日について

次の5日間を登校日とし、児童の健康状態・学習状況等の確認や学習の計画指導や課題の配付等を行います。

5月 7日（木）	8時15分～	（弁当給食後）	12時00分下校
5月 8日（金）	8時15分～	（弁当給食後）	12時00分下校
5月13日（水）	8時15分～10時10分		10時30分下校
5月20日（水）	8時15分～10時10分		10時30分下校
5月27日（水）	8時15分～10時10分		10時30分下校

3 休業中の学習・生活について

- (1) 学習については、これまで同様、各学年の担任が準備した課題を中心に進めるとともに、文部科学省や県教育委員会のホームページにある家庭学習支援サイトなども積極的に活用することをお勧めします。詳細については、5月7日（木）の登校日に各担任より指導いたします。
- (2) 生活については、何より今回の臨時休業が新型コロナウイルス感染（拡大）防止のためのものであることを再認識し、予防のための取組を油断せず継続しつつ、基本的な生活習慣の維持に努めましょう。（手洗い、咳エチケット、「3密」回避等）
- (3) 検温、健康観察も引き続き行い、発熱・咳・だるさ等の症状が見られた場合は、速やかに学校にお知らせください。
- (4) 休業期間中の運動不足による体力低下が懸念されます。7日（木）に配付する「運動チャレンジカード」等を活用して、積極的に体を動かすようにしましょう。

4 児童の受け入れについて

これまで同様、保護者が休めない場合の児童の受け入れを引き続き行います。手続き等については、本日掲載の本校ホームページをご覧ください。

5 その他

- (1) 休業中は、児童の様子を確認するため、必要に応じて適宜電話連絡や家庭訪問（玄関口で短時間）等をさせていただきます。
- (2) 登校日5日間のデマンドバス利用について、登校（朝の便）は、現時点で予約センターに入っている申込内容のままとし、下校（帰りの便）については、これまでの申込み分は市教委でキャンセルするため、乗車を希望される場合は、改めて各自で直接予約センターに連絡をお願いいたします。なお、予約センターへの申込みは、利用する日の前日（土、日等をはさむ場合は、前週の金曜日）までに申込みが必要となっています。5月7日（木）の予約申込みは、5月1日（金）17時までに行ってください。